

塩分濃度測定に対する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用)

改正事項

塩分濃度測定に対する統一解釈に関する事項

改正理由

IACS は、IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）によるストライプ塗装及び塩分濃度測定に関する統一解釈を新たに作成し、2008 年 3 月に統一解釈 SC222 として採択した。

しかしながら、IACS からの提出を受けて、2008 年 5 月に開催された IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）において統一解釈 SC222 の検討を行ったところ、ストライプ塗装の要件に関する条文解釈について一部適当でないとの意見があったことから、IACS は、上記条文解釈の見直しを行うこととなっている。

今般、IACS 統一解釈 SC222 中、塩分濃度測定に関する条文解釈に基づき、関連規定を改めた。なお、ストライプ塗装に関する条文解釈については、IACS において必要な見直しが行われた後、改めて関連規定を改める予定である。

改正内容

IMO 塗装性能基準の適用に際して、塩分濃度測定に関する規定を加えた。